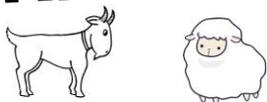


家畜衛生だより



令和2年8月第10号(めん山羊)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年6月30日に飼養衛生管理基準の改正が公布され、一部の項目を除き、令和2年10月1日から施行されます。

<主な改正項目>

飼養衛生管理者の選任(ペットで飼われている方も含みます)については、令和2年7月1日から施行されています。未報告の方は、至急東部家保までご報告ください!

令和2年10月1日～

★家畜の所有者の責務 : 関係法令の遵守等

★獣医師等の健康管理指導 : 担当の獣医師又は診療施設を定める

★衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止

★衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

★衛生管理区域入口での更衣、車両乗降時の交差汚染防止

★安全な資材の利用

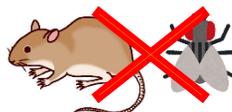
★衛生管理区域立入者の手指消毒

★畜舎入口における靴の交換又は消毒

★ねずみ及び害虫の駆除

★衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

★衛生管理区域から搬出する物品の消毒等



令和3年10月1日～

★放牧制限の準備 (放牧している場合)

法に基づく放牧制限等があった場合に備え、避難用の畜舎又は移動場所を確保

令和4年2月1日～

★飼養衛生管理マニュアルの作成 → マニュアル案は今後提示予定

注目!

～飼養衛生管理者のメール登録をされた方へ～

家保からの確認メールは届いていますか? 届いていない場合は、

@pref.chiba.lg.jp からのメールを受信できるよう、受信設定をお願いします!